

大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程

平成16年4月1日

自機規程第 17号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第15条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）に置かれる運営会議の組織運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営会議は、研究教育職員の人事等、それぞれ当該機関の運営に関する重要事項で、当該機関の長が必要と認めるものについて当該機関の長の諮問に応じる。

2 運営会議は、前項に規定するもののほか、通則第14条第1項に規定する大学共同利用機関長選考委員会に、機関の長の選考について意見を提出する。

3 運営会議は、前2項に規定するもののほか、当該機関の長の職務の執行等について機構長へ申し立てることができる。

(組織)

第3条 運営会議は、委員21人以内で組織し、運営会議委員は、当該機関の職員及び当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事する次の各号に掲げる者のうちから、機構長が任命する。

一 国立大学の教員

二 公立又は私立の大学の教員

三 前二号に掲げる者以外の者

(議長及び副議長)

第4条 運営会議に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長は、委員のうち当該機関の職員である者のうちから、副議長は、委員のうち当該機関の職員以外の者のうちから、それぞれ運営会議において選出する。

3 議長は、運営会議の会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第5条 運営会議は、当該機関の長の求めに応じ、議長が招集する。ただし、第2条第3項の申立てについて審議しようとするときは当該議事のみを扱う会議とし、当該機関の長の求めによることなく議長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分)

第7条 運営会議の委員は、非常勤とする。

(部会)

第8条 運営会議に、議事の調査審議を分担させるため、部会を置くことができる。

2 運営会議は、部会の議決をもって運営会議の議決とすることができる。

3 部会の組織運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、各機関の長が別に定める。

(専門委員会)

第9条 運営会議に、専門的事項等を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、各機関の長が別に定める。

(議事)

第10条 運営会議は、委員の過半数（第5条ただし書きによる招集においては委員の3分の2以上）の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2条第3項の議事については出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第12条 運営会議の庶務は、当該機関の総務を担当する課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 基礎生物学研究所及び核融合科学研究所の最初の運営会議の委員の任期は、第6条の

規定にかかわらず，平成１７年３月３１日までとする。

附 則（令和５年１１月２４日改正）

この規程は，令和５年１２月１日から施行する。